



令和 3 年 3 月 30 日

一宮川流域治水協議会

流域全体で流域治水に取り組むため
県及び一宮川流域 6 市町村、
その他流域関係者で構成

一宮川水系流域治水プロジェクトについて

- 一宮川流域では、過去 30 年間で 4 度目の被害が生じた事を踏まえ、令和元年 10 月 25 日と同規模の降雨に対して、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、令和 11 年度末迄に、河川整備と内水対策（下水道整備、貯留）、土地利用施策（建築規制等）が連携した一宮川流域浸水対策特別緊急事業を実施しています。
- また、令和元年東日本台風など毎年、全国各地で豪雨災害が発生しており、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」が必要となっています。
- そこで、3 月 23 日に第 1 回一宮川流域治水協議会を開催し、中小河川としては全国に先がけて、「一宮川水系流域治水プロジェクト」を策定することと、流域治水協議会の下に市町村部会を設置することについて、県、流域 6 市町村で合意しました。

（一宮川水系流域治水プロジェクトの進め方）

- ① 県、流域市町村長、その他流域関係者からなる一宮川流域治水協議会により、流域治水プロジェクトの策定、フォローアップを行います。
- ② 河川整備について、事業中の一宮川中下流域では、令和 6 年度末迄に完了させるとともに、一宮川上流域・支川では、令和 4 年度からの事業化を目指し、令和 11 年度末迄に完了させます。
- ③ 県が行うソフト対策について、令和元年 12 月に洪水浸水想定区域の公表、令和 2 年 6 月に危機管理型水位計の運用を開始しており、令和 3 年度には監視カメラ等の設置を行う予定です。
- ④ 上記に加え、流域のあらゆる関係者が協働して行う流域対策やソフト対策について、流域治水協議会の下に市町村部会を設置し、地域に応じた対策の検討や試験施工を実施し、地域との合意のうえで、令和 3 年度末迄に具体的内容を取りまとめます。

【問い合わせ先】

千葉県県土整備部河川整備課
一宮川改修事務所

043-223-3165
0475-26-3703